

<でんさい STATION 利用規定>

第1章 総則

(目的)

第1条 この利用規定は、お客さまが株式会社三菱UFJ銀行（以下「当行」といいます。）を窓口金融機関（次条において定義する業務規程第2条第18号に定める意味を有するものとしします。）として、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます。）の電子記録債権（以下「でんさい」といいます。）について、当行が提供するサービスを利用し、当行との間ででんさいにかかる取引を行うに際し、当行およびお客さまの間で必要となる事項を定めることを目的とします。

(用語)

第2条

- 1 この利用規定において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1) 「法」とは、電子記録債権法（平成19年法律第102号）をいいます。
 - (2) 「業務規程」とは、でんさいネットが制定した業務規程をいいます。
 - (3) 「業務規程細則」とは、でんさいネットが制定した業務規程細則をいいます。
 - (4) 「でんさいサービス」とは、お客さまが当行を窓口金融機関としてでんさいネットに対してでんさいの記録の請求、開示および照会等を行うことができる窓口金融機関としてのサービス（口座間送金決済に関する業務を含みます。）をいいます。
 - (5) 「でんさい取引」とは、お客さまと当行または当行の指定する者を電子記録の請求の当事者とするでんさいにかかる割引、担保提供、流動化その他の取引であって、当行がこの利用規定の適用を受けるものとして指定する取引をいいます。
 - (6) 「本サービス」とは、でんさいサービスおよびでんさい取引の総称をいいます。
 - (7) 「でんさい STATION」とは、本サービスを利用することのできるウェブサイト・サービスをいいます。
 - (8) 「でんさい手数料」とは、本サービスに関する手数料をいいます。
 - (9) 「決済口座」とは、本サービスを利用するにあたりお客さまから届け出いただく当行所定の預金口座をいいます。
 - (10) 「代表決済口座」とは、本サービスで主に使用する決済口座として、お客さまから届け出いただく当行所定の預金口座をいいます。
 - (11) 「手数料引落口座」とは、でんさい手数料の引落口座として、お客さまから届け出いただく当行所定の預金口座をいいます。
 - (12) 「債権者請求方式利用特約」とは、業務規程第27条第1項に基づいて、発生記録に

ついて電子記録権利者の請求によって行うことを当行が認める旨約することをいいます。

(13)「利用契約」とは、この利用規定を内容とするお客さまと当行との間のでんさいの利用に関する契約をいいます。

2 この利用規定に特段の定めのない用語は、法ならびに業務規程および業務規程細則において定めるものと様とします。

第2章 本サービスの利用環境

(本サービスの利用可能時間等)

第3条

- 1 でんさい STATION における本サービスの利用可能時間は、でんさい STATION のウェブサイト上でご案内します。
- 2 当行窓口における本サービスの利用可能時間は、銀行営業日における窓口営業時間とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本サービスの利用可能時間帯であっても、第46条または第47条第5項に定める事由その他の事情により、本サービスの全部または一部が利用できない場合があります。
- 4 お客さまは、日本国内でのみ本サービスを利用することができます。

(休業日)

第4条 本サービスの休業日は、次に掲げる日とします。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日および3日ならびに12月31日

(でんさい手数料等)

第5条

- 1 でんさい手数料は、本サービスのウェブサイト上でご案内します。
- 2 当行は、当行が定める場合を除き、でんさい手数料ならびにこれにかかる消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」といいます。）を通帳、払戻請求書、カードまたは小切手をお客さまからご提出いただくことなく、お客さまが届け出た手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引き落とすことができるものとします。なお、手数料引落口座の残高不足等の理由により、でんさい手数料および消費税等の引き落としができなかった場合、当行は、引き落としができなかった額に相当する金額を代表決済口座またはその他

の決済口座から通帳、払戻請求書、カードまたは小切手をご提出いただくことなく、引き落とすことができるものとします。

- 3 当行は、でんさい手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。また、今後提供するサービスの変更等に伴いでんさい手数料その他本サービスにかかる諸手数料を新設または改訂する場合、当行は、特段の規定のない限り、前項と同様の方法により、当該手数料を引き落とします。
- 4 お客さまがでんさい取引その他本サービスに関連して当行が提供する他のお取引をご利用いただく場合には、でんさい手数料とは別に、当該お取引にかかる当行所定の費用をお支払いいただきます。

(BizSTATION 利用契約)

第 6 条 お客さまが本サービスを利用するためには、当行との間で BizSTATION の利用契約を締結していただく必要があります。なお、お客さまには、でんさい手数料とは別に、BizSTATION の基本利用料をご負担いただきます。

(利用環境)

第 7 条

- 1 本サービスをでんさい STATION で利用する際にお客さまが使用できる機器、インターネット・ブラウザおよびアプリケーションソフトは、本サービス所定のものに限りします。
- 2 お客さまは、自らの責任と費用負担で、本サービスを利用するにあたり必要となる機器（コンピュータ、通信機器、電話回線などを含みます。）およびインターネット・ブラウザなどを取得および設置するとともに、電話利用料金、専用回線使用料など、一切の費用を負担するものとします。

第3章 利用申込み・利用者登録

(利用対象者)

第 8 条

- 1 お客さまが債権者利用限定特約または保証利用限定特約を締結することなくでんさいサービスを利用するためには、お客さまが次の各号のすべてに該当することを要します。
 - (1) 業務規程第 12 条第 1 項に規定される要件のすべてを満たすこと。
 - (2) 業務規程細則に定める信託財産の受託者としての利用でないこと。
 - (3) 当行との間で BizSTATION の利用契約を締結し、当該 BizSTATION の利用契約が有効に存続していること。
 - (4) BizSTATION のサービス指定口座のうち当行所定の口座を代表決済口座として届け

出ることおよびかかる代表決済口座が有効に存続していること。

- (5) 別紙 1 に定める表明保証に違反しないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、お客さまが利用者となることにより、電子記録債権制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。
- 2 お客さまが債権者利用限定特約を締結するときは、お客さまが次の各号のすべてに該当することを要します。
- (1) 業務規程第 12 条第 2 項に規定される要件のすべてを満たすこと。
 - (2) 業務規程細則に定める信託の受託者としての利用でないこと。
 - (3) 当行との間で BizSTATION の利用契約を締結し、当該 BizSTATION の利用契約が有効に存続していること。
 - (4) BizSTATION のサービス指定口座のうち当行所定の口座を代表決済口座として届け出ることおよびかかる代表決済口座が有効に存続していること。
 - (5) 別紙 1 に定める表明保証に違反しないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、お客さまが利用者となることにより、電子記録債権制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。
- 3 お客さまが保証利用限定特約を締結するときは、当行が保証利用限定特約を一般的に受け入れる方針とした後において、お客さまが次の各号の全てに該当することを要します。
- (1) 業務規程第 12 条第 3 項に規定される要件のすべてを満たすこと。
 - (2) 別紙 1 に定める表明保証に違反しないこと。
 - (3) お客さまが利用者となることにより、電子記録債権制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。
 - (4) その他当行が保証利用限定特約に必要な要件として別に定める要件を満たすこと。
- 4 お客さまが債権者請求方式利用特約を締結するときは、お客さまが第 1 項各号に掲げる事項の全てまたは第 2 項各号に掲げる事項の全てに該当することを要します。なお、お客さまは、お客さまが債権者請求方式利用特約を締結していることに加えて、対象となる電子記録債権の電子記録義務者の窓口金融機関が債権者請求方式を取り扱っており、かつ当該窓口金融機関から当該電子記録義務者が債権者請求方式の利用を認められている場合に限り、当該電子記録債権について債権者請求方式利用特約に基づく請求方式を利用することができるものとします。

(利用申込み)

第 9 条

- 1 お客さまが当行との間で利用契約の締結を希望されるときは、第 8 条第 1 項から第 3 項の区分に応じて、この利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、当行所定の申込み利用申込書（以下「申込書」といいます。）に当行所定の必要書類等を添えて、当行の指定する先に提出することにより、申し込むものとします。

- 2 利用契約を締結済みのお客さまが当行との間で債権者利用限定特約、保証利用限定特約または債権者請求方式利用特約の締結を希望されるときは、第 8 条第 2 項から第 4 項の区分に応じて、この利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、締結を希望する特約その他の必要事項を記入した当行所定のでんさい利用者情報変更依頼書（以下「変更依頼書」といいます。）に当行所定の必要書類等を添えて、当行の指定する先に提出することにより、申し込むものとします。
- 3 お客さまが利用契約の効力は維持したまま当行との間の債権者利用限定特約、保証利用限定特約または債権者請求方式利用特約の解約を希望されるときは、解約後の状況に応じて第 8 条第 1 項または第 2 項に基づいてこの利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、解約を希望する特約その他の必要事項を記入した変更依頼書に当行所定の必要書類等を添えて、当行の指定する先に提出することにより、申し込むものとします。
- 4 お客さまから前 3 項に基づいて提出された申込書または変更依頼書等に不備があった場合には、あらためて申込書または変更依頼書等の提出をお願いすることがありますが、当初提出された不備申込書または不備変更依頼書等につきましては、当行の判断により、届出住所への返送、廃棄その他適宜の処理をさせていただくことがあります。また、当行所定の申込書または変更依頼書の用紙に加えられた必要事項以外の一切の追加、削除および修正等は無効とし、当行はかかる修正等がないものとして扱うことができるものとします。

（利用契約の成立）

第 10 条

- 1 当行は、前条第 1 項に従いお客さまから利用契約の申込みを受けたときは、第 8 条第 1 項から第 3 項に定める区分に応じて当行所定の審査を行います。
- 2 前項の審査の結果、でんさいネットおよび当行がお客さまとの間で利用契約を締結するときは、お客さまに対して、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則に定める事項を当行所定の方法により通知します。
- 3 利用契約は、前項の規定によりお客さまに通知した利用開始日に、その効力を生ずるものとします。
- 4 お客さま（債権者利用限定特約または保証利用限定特約を締結したお客さまを除きます。）は、利用契約の締結をもって、でんさいネットおよび当行との間で法第 62 条第 1 項に規定される口座間送金決済に関する契約を締結したものとします。

（特約の効力発生）

- 第 10 条の 2 当行は、第 9 条第 2 項に従いお客さまから債権者利用限定特約、保証利用限定特約または債権者請求方式利用特約の申込みを受けたときは、第 8 条第 2 項から第 4 項に定める区分に応じて当行所定の審査を行います。

(特約の解約)

第 10 条の 3 当行は、第 9 条第 3 項に従いお客さまから債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解約の申込みを受けたときは、第 8 条第 1 項に基づいて当行所定の審査を行います。また、当行は、第 9 条第 3 項に従いお客さまから債権者請求方式利用特約の解約の申込みを受けたときは、当行所定の手続を行います。

(でんさいライトへの切り替え)

第 10 条の 4 お客さまは、当行所定の手続により、当行を通じて電子記録の請求を行うでんさい STATION から、お客さま自身が直接電子記録の請求を行うでんさいライトへの切り替えを申込みることができるものとします。

(利用期間)

第 11 条 でんさいサービスの利用期間は、第 10 条に規定される利用開始日から 1 年間とし、期間満了後の翌日から 1 年間継続されるものとし、以後も同様とします。ただし、お客さまが第 15 条の規定に従って解約の申し出をした場合または第 16 条により解除された場合には、でんさいサービスの利用期間は、第 17 条により契約終了の効力が生じる日までとします。

(利用者登録等)

第 12 条

- 1 第 10 条に従いでんさいネットおよび当行がお客さまとの間で利用契約を締結するときは、当行は、遅滞なく、お客さまについて、でんさいネットの利用者データベースに利用者登録をします。
- 2 お客さまは、本サービスに使用する決済口座および手数料引落口座を当行に届け出ることができます。ただし、当該決済口座および手数料引落口座の種別、数および口座名義等には、当行所定の制限があります。なお、お客さまは、口座名義（カナ）が 30 文字を超える預金口座を決済口座として届け出た場合、口座名義（カナ）の上 30 桁が一致するときは、別途取扱中止の申し出がない限り、でんさいの口座間送金決済による振込か否かにかかわらず、全ての振込について当該預金口座をお客さまのものとみなして入金されることに異議を述べることはできません。この取り扱いについて紛議が生じた場合であっても当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負わないものとし、お客さまの責任において解決していただきます。
- 3 決済口座におけるお客さまの名称もしくは氏名等にでんさいネットが指定していない文字等が含まれている場合、でんさいネットが指定する文字に変更をお願いすることがあります。

(取引開始時におけるサービス管理責任者および登録ユーザの届出)

第 13 条

- 1 本サービスのご利用についてお客さまを代表する責任者（以下「サービス管理責任者」といいます。）は、BizSTATION におけるサービス管理責任者とします。
- 2 サービス管理責任者は、でんさいサービスの利用に際して、本サービスの利用に関するサービス管理責任者の権限を一定の範囲で代行する利用者（以下「登録ユーザ」といいます。）を当行所定の方法により届け出ることができるものとします。

(届出事項の変更)

第 14 条

- 1 お客さまは、名称もしくは氏名、住所、決済口座等の利用者登録事項その他当行に届け出た事項に変更があるときは、直ちに、当行所定の方法により、でんさいネットおよび当行に変更内容を届け出なければならないものとします。
- 2 お客さまは、サービス管理責任者もしくは第 13 条第 2 項に基づき届け出た登録ユーザに変更があるときまたはサービス管理者もしくは登録ユーザに関する登録内容に変更があるときは、速やかに、当行所定の変更手続を行わなければならないものとします。
- 3 お客さまが本サービス以外の取引について当行に対して変更内容を届け出た場合であっても、次の各号に定める場合を除き、本サービス所定の届出が必要となります。
 - (1) 決済口座である預金口座の名義が変更されたときは、利用者登録における決済口座の名義も変更されたものとして、取り扱います。なお、当行は、決済口座のうち、代表決済口座である預金口座の口座名義が変更されたときは、これに加え、利用者登録における名称または氏名も変更されたものとして、取り扱うことができるものとします。
 - (2) BizSTATION の利用契約におけるログインパスワードが変更されたときは、本サービスにかかるパスワードも変更されたものとして、取り扱います。
- 4 当行は、届出事項の変更を受け付けた場合には、遅滞なく、でんさいネットの利用者データベースの利用者登録事項を変更するものとし、第 1 項に定める変更は、当行所定の届出がなされ、でんさいネットにおいて変更登録処理が完了したときに、効力を生じるものとします。また、第 2 項に定める変更は、当行所定の届出がなされ、当行内において変更登録処理が完了したときに、効力を生じるものとします。
- 5 でんさいネットおよび当行は、前項に定める変更登録処理が完了するまでの間、登録内容に変更がないものとして取り扱うこととし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、でんさいネットまたは当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、でんさいネットおよび当行は責任を負いません。
- 6 決済口座として届け出ている預金口座の解約は、当該決済口座にかかるでんさいの全部について支払等記録等がされ、消滅していることをお客さまの責任においてご確認のう

え、行ってください。でんさいの全部について支払等記録等がされず、消滅していない場合に、決済口座として届け出ている預金口座を解約したときは、以後、でんさいの口座間送金決済における決済口座からの入金および支払ができないこととなり、お客さまを当事者とするでんさいが支払不能でんさいとされた場合であっても、当行は責任を負いません。

第4章 利用契約の終了・承継

(お客さまによる利用契約の解約)

第 15 条 お客さまは、本サービスのウェブサイト画面上で、でんさいネットおよび当行所定の解約手続を行うことにより、利用契約の解約の申し出をすることができます。

(当行による利用契約の解除)

第 16 条

1 当行は、業務規程に定めるでんさいネットまたは窓口金融機関の解除事由が生じたときおよびお客さまについて次の各号に定めるいずれかの事由が生じたときは、利用契約を解除することができるものとし、この場合、お客さまに対して、当行所定の内容および方法により、利用契約を解除したことを通知します。

- (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分または滞納処分を受けたとき。
- (3) 資産、営業、信用等が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 住所変更の届け出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明になったとき。
- (5) 長期間にわたり本サービスのご利用がないとき。
- (6) 別紙 1 に定める表明保証に違反した場合。
- (7) 前各号のほか、第 41 条第 1 項各号に該当する等、当行が不相当と認める行為をお客さまがしたとき。

2 前項に定める場合のほか、当行は、次の各号に規定するいずれかの事由が生じた場合においても、利用契約を解除することができるものとします。この場合、当行は、お客さまに対して、利用契約を解除した旨の通知をしないことができるものとします。

- (1) BizSTATION の利用契約が解約されたとき（強制解約を含みます。）。
- (2) 代表決済口座が解約されたとき（強制解約を含みます。）。
- (3) お客さまとの間で別途定めた終了事由が生じたとき。

3 当行が第 1 項に基づき利用契約の解除通知をお客さまの届出住所または電子メールアドレス

レスに発信した場合において、その通知が延着しまたは到着しなかったとき（受領拒否の場合を含みます。）は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- 4 当行は、本条による利用契約の解除によりお客さまに生じた損害または損失について、責任を負わないものとします。また、お客さまが別紙 1 に定める表明保証に違反したことを理由として、当行が利用契約を解除したことによりお客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは、当行になんらの請求をせず、また、当行に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。

（解約または解除による契約終了の効力等）

第 17 条

- 1 前二条に基づき利用契約が終了する場合、でんさいネットがお客さまを債務者もしくは電子記録保証人または債権者とするでんさいのうち、この利用契約にかかるでんさいの全部が消滅したことを支払等記録等によって確認した時に、契約終了の効力が生じるものとします。
- 2 第 15 条に基づきお客さまが解約を申し出た場合、前条第 1 項に定める解除事由が生じたときでんさいネットもしくは窓口金融機関（当行以外の窓口金融機関を含みます。以下同じ。）が判断した場合、または前条第 1 項もしくは同条第 2 項に定める解除事由が生じたとき当行が判断した場合には、お客さまは、当該時点以降、第 24 条第 2 項に定める範囲内でのみ、本サービスを利用することができるものとします。
- 3 お客さまは、第 1 項に従いこの利用契約の終了の効力が発生した場合、以後、本サービスを利用することはできないものとし、また、第 34 条第 2 項に基づく開示の請求によらずに、本サービスにかかる従前の記録等を閲覧することはできません。

（他の取引への影響）

- 第 18 条 利用契約の終了に伴い、BizSTATION その他の商品、サービスまたはお取引に支障または不能等が生じた場合でも、当行は責任を負いません。お客さまが利用契約を解約するときは、当該解約がその他の商品、サービスまたはお取引に与える影響をお客さまの責任において事前に確認していただきます。

（債務者利用停止措置）

第 19 条

- 1 お客さまが債権者利用限定特約または保証利用限定特約を締結することなくでんさいサービスを利用している場合において、業務規程第 18 条に定める事由が生じたときおよび第 29 条第 2 項または第 4 項に定める事項が遵守されないことが続くなど第 8 条第 1 項に定める利用対象者として当行が不適当と認めるときは、でんさいネットおよび当行は、債務者利用停止措置をすることができるものとします。

- 2 前項の場合、でんさいネットおよび当行は、業務規程細則に定める債務者利用停止措置の期間が経過した後、債権者利用限定特約を締結した利用者として、取り扱うものとします。
- 3 お客さまは、業務規程細則に定める債務者利用停止措置の期間が経過した後、当行所定の方法により、当行に対して、債権者利用限定特約の解除を申し出ることができます。

(死亡した利用者の地位の承継)

第 20 条

- 1 個人であるお客さまが死亡した場合、相続人等の代表者は、遅滞なく、当行に対して、お客さまが死亡した旨を届け出なければならないものとします。この場合において、相続人等の代表者は、業務規程および業務規程細則で定めるところにより、当行所定の方法により、届出相続人が他の相続人等全員の同意を証する届出書を提出することにより、当行に対して、死亡したお客さまの地位を承継した旨を届け出ることができます。
- 2 前項の届出に際し、相続人等の代表者には、業務規程細則に定める書類およびでんさいネットまたは当行所定の書類をご提出いただきます。
- 3 当行は、第 1 項に規定される地位承継の届出を受けた場合、相続人等の代表者について、第 10 条第 1 項の審査に準じた審査を行います。

(合併または会社分割による利用者の地位の承継)

第 21 条

- 1 合併または会社分割によりこの利用契約の地位を承継した者は、当行所定の方法により、遅滞なく、当行に対して、利用契約の地位を承継した旨を届け出なければならないものとします。
- 2 前項の届出に際し、利用契約の地位を承継した者は、当行所定の書類をご提出いただきます。
- 3 当行は、前項の届出を受けた場合、利用契約の地位を承継した者について、第 10 条第 1 項の審査に準じた審査を行います。
- 4 お客さまは、利用契約の地位の承継にあたり、業務規程第 19 条第 3 項または第 5 項に定める請求制限等の取り扱いについて、異議を述べることはできません。

(破産手続開始等の届け出)

- 第 22 条 お客さまは、破産手続開始の決定その他業務規程細則で定める事由が生じた場合は、当行所定の方法により、遅滞なく、当行に対して、その旨を届け出なければならないものとします。

第5章 電子記録の請求・通知方法

(電子記録の請求)

第 23 条

- 1 お客さまによる電子記録の請求は、業務規程、業務規程細則およびこの利用規定に従い、当行所定の方法により行うものとします。
- 2 次の各号に定める電子記録の請求について、お客さまが電子記録義務者として電子記録の請求をする場合には、当該電子記録の電子記録権利者から当該電子記録を請求する権限の付与を受けるものとし、お客さまが電子記録権利者である場合には、電子記録義務者に対して、当該電子記録を請求する権限を付与していただきます。
 - (1) 発生記録
 - (2) 譲渡記録
 - (3) 譲渡保証記録
- 3 お客さまは、業務規程、業務規程細則およびこの利用規定において特に定める場合ならびに当行が認めた場合を除き、第三者に対して電子記録を請求する権限を付与することができません。
- 4 お客さまは、でんさい STATION を通じて請求することができる電子記録については本サービスのウェブサイト画面上でお客さまの責任において電子記録の請求に必要な事項を入力した上で当行所定の操作および処理を行い、書面で請求することができる電子記録については当行所定の書面にお客さまの責任において電子記録の請求に必要な事項を記載することにより、当行を通じてでんさいネットに情報を提供するものとし、当行は、お客さまによる電子記録の請求の内容および記録請求に際して提供された情報について、責任を負いません。また、お客さまが第 2 項に基づき電子記録義務者として電子記録の請求をした場合または債権者請求方式に基づき電子記録権利者もしくは電子記録義務者として電子記録の請求をした場合において、お客さま以外の電子記録義務者または電子記録権利者との間で記録された債権記録の内容または記録請求に際して提供された情報について紛議が生じたときは、お客さまの責任において解決するものとします。
- 5 お客さまが行う電子記録の請求について利害関係を有する利用者全員が行う必要がある場合、お客さまの責任において、当該電子記録の請求時点における全ての利害関係を有する利用者の請求書および当該請求書に押印された印鑑（当行の決済口座にかかる届出印として事前に届出がされたものを除きます。）に係る印鑑証明書の全てを取りまとめたうえで、当行所定の期限までに行っていただくものとします。
- 6 お客さままたは他の利用者の名称または氏名等にでんさいネットが指定していない文字等が含まれている場合において、でんさいネットが指定する文字等で記録された場合、これに対してお客さまは異議を述べることはできません。

(電子記録の請求を行えない場合)

第 24 条

- 1 業務規程、業務規程細則およびこの利用規定により、お客さまは、電子記録の請求をすることができない場合があります。
- 2 業務規程第 22 条第 1 項各号に該当する場合、お客さまは、当該業務規程で認められた範囲内において、電子記録の請求をすることができるものとします。また、第 15 条に基づきお客さまが解約を申し出た場合、第 16 条第 1 項に定める解除事由が生じたとでんさいネットもしくは窓口金融機関が判断した場合、または第 16 条第 1 項もしくは同条第 2 項に定める解除事由が生じたと当行が判断した場合には、お客さまは、当該時点以降、発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録に限り、電子記録の請求をすることができるものとします。
- 3 お客さまは、業務規程および業務規程細則に定める事項の他、次の各号に掲げる制限および記録の請求等はできません。
 - (1) 業務規程第 26 条第 4 項に定める制限
 - (2) 業務規程第 27 条第 3 項に定める制限
 - (3) 業務規程細則第 27 条に定める単独保証記録（お客さまが電子記録保証人として請求する単独保証記録を除きます。）

(予約請求)

第 25 条 お客さまは、次の各号に定める電子記録の請求について、業務規程および業務規程細則が定める範囲内において、電子記録の日を指定することができます。

- (1) 発生記録
- (2) 譲渡記録（ただし、でんさい取引に基づく譲渡記録を除きます。）
- (3) 譲渡記録と共にする分割記録（ただし、でんさい取引に基づく譲渡記録と共にする分割記録を除きます。）

(電子記録の請求の受付)

第 26 条

- 1 電子記録の請求は、電子記録の請求に必要な事項がでんさいネットシステムに提供された時（ただし、でんさいネットが書面の提出を求めるものについては、当該書面をでんさいネットが受領した時）に受け付けられたものとします。
- 2 でんさい STATION により本サービスの電子記録の請求を行う場合に、当行所定の時限までにお客さまが電子記録の請求に必要なウェブサイト画面上の操作および処理を完了しなかったときは、当該電子記録の請求は翌銀行営業日となります。また、第 47 条第 5 項に定める事由その他の事由により、お客さまによる電子記録の請求の受付が遅延し、翌銀行営業日の受付となることがあります。この場合、業務規程、業務規程細則またはこの

利用規定に定める期間制限により電子記録の請求を受け付けることができない場合がありますので、ご了承ください。

- 3 でんさいネットは、電子記録の請求が法令において許容されない場合または他の電子記録と矛盾する内容である場合もしくは業務規程等で定める方式に基づかずにされた場合その他請求を受け付けないことに正当な事由がある場合には、当該請求を受け付けないものとします。
- 4 でんさい STATION による電子記録の請求の受付結果については、お客さまの責任において、でんさい STATION でご確認ください。

(請求の撤回の制限)

第 27 条

- 1 お客さまが本サービスのウェブサイト画面上において電子記録の請求の操作および処理が完了したときは、かかる情報がでんさいネットシステムに提供されていない場合であっても、お客さまは、当該請求等を撤回することができません。お客さまが書面により電子記録の請求をした場合に、当行が当該書面を受領したときも、同様とします。これらの場合、でんさいネットおよび当行所定の手続を行ってください。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 25 条に基づきお客さまが電子記録の日を指定した場合において業務規程細則に定める要件を満たすときは、お客さまは、当行所定の日までに、当行所定の方法により、当該電子記録の請求を撤回することができます。

(通知)

第 28 条

- 1 当行は、本サービスに関して、業務規程、業務規程細則およびこの利用規定にもとづき、お客さまに通知をするときは、本サービスのウェブサイト画面上にその旨を表示することにより、通知することができるものとします。
- 2 前項に規定される方法による通知は、当行が本サービスのウェブサイト画面上に通知内容を表示した時に、お客さまに到達したものとします。なお、当行は、本サービスのウェブサイト画面上の表示に加え、お客さまが本サービスに関して登録した電子メールアドレス宛てに、ウェブサイト画面上に表示した旨を送信することがありますが、この場合も、ウェブサイト画面上の表示をもって、お客さまに通知したものとします。

第6章 でんさいの決済

(口座間送金決済)

第 29 条

- 1 でんさいの債務者であるお客さまによるでんさいに係る債務の支払は、当行を通じて、支払期日に債務者口座から債権者口座に支払うべき金額を振り込むことにより行います。
- 2 でんさいの債務者であるお客さまは、支払期日の業務開始前までに、前項の支払うべき金額の資金を支払うべきでんさいの決済口座に入金するものとします。
- 3 当行は、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、支払期日に決済口座から資金を引き落としのうえ、債権者口座宛に振込通知の発信処理を行います。
- 4 同一の支払期日において、でんさいの債務者であるお客さまが決済口座として指定する預金口座から複数の引き落とし（でんさいに係る口座間送金決済による引き落としに限られません。）がある場合、当行が適当と認める順序方法により当該預金口座から引き落としを行うことができ、お客さまは、引き落としの順序方法について指定をすることはできません。また、お客さまは、当行が行った引き落としに対して異議を述べることはできず、本取り扱いを踏まえ、お客さまの責任において、支払期日に支払うべき金額の資金をでんさいの決済口座として指定する預金口座に入金するものとします。
- 5 当行は、でんさいネットから通知を受けた決済情報に基づき口座間送金決済を行うものとし、次の各号に定める事由によりお客さまに生じた損害について、責任を負いません。
 - (1) でんさいネットから、業務規程細則にもとづく通知日に決済情報の通知がなされなかったことにより、口座間送金決済を行わなかったとき。
 - (2) 業務規程第 42 条ただし書きで定める場合に、口座間送金決済を行わなかったとき。
 - (3) でんさいネットからの業務規程細則にもとづく通知日以降に、債権者または債務者が決済口座の変更手続をしたことにより、支払期日に変更前の決済口座で、口座間送金決済が行えなかったとき。
 - (4) 業務規程第 44 条に定める口座間送金決済の中止の事由が発生した場合において、当行が口座間送金決済の中止のために合理的に必要と認める時限までに、お客さまからの口座間送金決済の中止の申し出またはでんさいネットからの口座間送金決済中止の通知がなされなかったこと等により、口座間送金決済がされたときまたは口座間送金決済がされなかったとき。
- 6 当行は、債務者の口座から引き落としを行った場合において口座間送金決済が成立しなかったときは、お客さまに連絡することなく、債務者の決済口座から引き落とした資金を債務者の決済口座に入金します。

（口座間送金決済の中止の申し出）

第 30 条 お客さまは、業務規程第 44 条に規定される場合には、当行所定の期間・方法により、当行に対して、口座間送金決済の中止に関する申し出をすることができます。

（支払不能）

第 31 条

- 1 当行は、業務規程および業務規程細則に定める事由により、でんさいの支払期日に口座間送金決済による支払がされなかった場合（支払期日の 3 銀行営業日前までに当該でんさいに支払等記録がされた場合または強制執行等の記録がされた場合を除きます。）には、理由のいかんを問わず業務規程細則に定める支払不能事由が生じたものとして、でんさいネットに通知することができるものとします。
- 2 お客さまは、業務規程および業務規程細則にもとづき、当行を通じて、でんさいネットに対して、支払不能情報の内容を照会することができます。この場合、お客さまは、でんさいネットおよび当行所定の書面および本人確認に必要な資料を当行にご提出いただきます。

（異議申立）

第 32 条

- 1 お客さまは、業務規程および業務規程細則に従い支払不能に関する異議申立をすることができる場合、当行所定の期間・方法により申し出をすることにより、当該異議申立をすることができます。この場合、お客さまは、当行所定の期日までに、当行に異議申立預託金を預け入れていただきます。
- 2 お客さまは、業務規程および業務規程細則に定める異議申立の特例が認められる場合には、当行所定の方法により、でんさいネットに対して、異議申立にあわせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができるものとします。

（強制執行の送達を受けた旨の申し出）

第 33 条

- 1 お客さまは、法令または最高裁判所規則に基づくでんさいに関する強制執行、滞納処分その他処分の制限にかかる書類の送達を受けたときは、速やかに、当行に対して、その旨および送達を受けた日を申し出なければならないものとします。
- 2 お客さまは、前項に規定される書類の送達を受けたときは、当行所定の方法により、前項の申し出とは別に、第 30 条に定める口座間送金決済の中止の申し出をしていただきます。

第7章 開示

（開示請求）

第 34 条

- 1 お客さまは、業務規程、業務規程細則およびこの利用規定に従い、本サービスのウェブサイト画面上において、当行を通じて、でんさいネットに対して、債権記録に記録されている事項の開示を請求することができます。ただし、この場合、当行を通じてお客さまに開

示できる情報には、一定の制限があります。

- 2 前項の規定にかかわらず、お客さまが書面により業務規程細則に定める通常開示または特例開示およびその他の開示請求を行う場合、でんさいネットおよび当行所定の書面等を当行にご提出いただきます。

第8章 でんさい取引

(でんさい取引の申込み)

第 35 条

- 1 お客さまがでんさい取引を希望されるときは、でんさいサービスの利用申込みとは別に、当行所定の契約を締結しまたは当行所定の手続を行う必要があります。
- 2 当行が、でんさいサービスを通じてお客さまから電子記録の請求に必要な情報の提供を受けることは、お客さまに対して、でんさい取引の履行を保証するものではありません。

(でんさい取引の利用環境)

第 36 条

- 1 お客さまがでんさい取引を行う場合には、当行が特に認めた場合を除き、でんさい STATION を利用していただきます。
- 2 でんさい取引の種類およびお客さまによるでんさい取引の申込みの時間によっては、でんさい STATION の利用可能時間帯であっても、でんさい取引を行うことができない場合があります。

(債権適格)

- 第 37 条 お客さまとの間ででんさい取引を行うことのできるでんさいは、当行所定の要件を満たすものに限りします。

(でんさい取引にかかる電子記録の請求)

第 38 条

- 1 でんさい取引が成立し、お客さまを譲渡人、当行または当行の指定する者を譲受人とするでんさいの譲渡にかかる譲渡記録を請求する場合、お客さまは、当行に対して、譲渡記録を請求する権限を付与していただきます。当行は、かかる権限付与に基づき、電子記録義務者の代理人および電子記録権利者の復代理人として、譲渡記録の請求その他必要な電子記録の請求を行います。
- 2 でんさい取引に関してお客さまが当行の承諾なく行った電子記録の請求は効力を有しないものとし、当行は、当該電子記録の削除を目的とする変更記録の請求、お客さまへの譲

渡記録の請求等必要な措置を講じることができるものとします。

(買戻し・担保解除時の電子記録の請求)

第 39 条 お客さまと当行とのでんさい取引に関して、お客さまがでんさいの買戻しもしくは担保の解除を申し込んだ場合または銀行取引約定書その他お客さまとの約定によりでんさいの買戻しもしくは担保の解除が行われた場合、当行は、当該でんさいの買戻しまたは担保の解除にかかる当行所定の条件が満たされた後に、お客さまに対するでんさいの譲渡記録を行います。この場合、譲渡保証にかかる保証記録は行いません。

第9章 雑則

(本人確認・意思表示)

第 40 条

- 1 当行は、BizSTATION における本人確認を当行が行った場合、BizSTATION の利用のみならず、お客さまによる本サービスの利用に関する意思表示がなされたものとして取り扱うこととし、お客さまは、かかる取扱いについて、異議を申し立てることはできません。
- 2 お客さまが書面で本サービスをご利用になる場合、当該届出または請求等の内容に応じて当行が定める印鑑を申込書または請求書等の書面に押捺いただきます。
当行は、当該書面の提出により、お客さまの意思表示がなされたものとして取り扱うこととし、お客さまは、かかる取扱いについて、異議を申し立てることはできません。なお、当行は、お客さまが書面に押捺された印影を、あらかじめお客さまが当行に届け出ている印影または印鑑証明書の印影と相当の注意をもって照合することにより、本人確認を行います。
- 3 当行が前各項の方法に従って本人確認をして本サービスを提供したときは、利用者 ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、印影および印鑑証明書につき不正使用その他の事故があっても、当行が当該利用を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(禁止行為および損害賠償など)

第 41 条

- 1 お客さまは、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとし、お客さまが本サービスの利用に関連して次の各号のいずれかの行為を行または行うおそれがあるとでんさいネットまたは当行が判断した場合には、でんさいネットおよび当行は、お客さまに対して、本サービスの利用停止、解除その他の適切な措置を

講じることができるものとします。

- (1) 業務規程、業務規程細則またはこの利用規定に反する行為
 - (2) 法令、条例または公序良俗に反する行為
 - (3) 他人のログイン情報等もしくはその他の情報を不正に取得もしくは使用する行為、またはその他の不正アクセス行為
 - (4) 本サービスの運営その他当行の営業を妨害する行為、でんさいネットもしくは当行の権利または財産（知的財産権を含みます、以下同じ）を侵害する行為、本サービスまたはでんさいネットもしくは当行の名誉もしくは信用を毀損する行為、当行になりすます行為、その他態様の如何を問わずでんさいネットまたは当行に不当な不利益を与える行為
 - (5) 他人の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為、他人の営業もしくはサイト運営などを妨害する行為、他人の名誉もしくは信用を毀損する行為、他人になりすます行為、その他態様の如何を問わず他人に不当な不利益を与える行為
 - (6) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる第三者のウェブサイトへリンクを張る行為
 - (7) 日本国外からの本サービスの利用
 - (8) 前各号の他、合理的な理由により当行が不適当と判断した行為
- 2 お客さまは、前項各号に該当する行為その他の故意または過失行為によってでんさいネットまたは当行に直接または間接に損害を与えた場合には、でんさいネットおよび当行が被った損害を賠償するものとします。また、お客さまがかかる行為によって第三者に損害を与え、または第三者との間に紛争を生じた場合、お客さまは、自己の責任と費用負担において、これを処理し、解決するものとします。

（著作権・ソフトウェアの使用許諾の取扱い）

第 42 条

- 1 本サービスの利用に際し当行がお客さまに対して提供するアプリケーションソフト（以下「本アプリケーションソフト」といいます。）等のソフトウェア・表・グラフその他のデータ表示方法に関する著作権その他知的財産権は、お客さまが専ら自己の利用のため収集または作成した情報を除き、当行または当行がライセンスを受けている権利者に帰属し、お客さまには帰属または移転しません。当行は、お客さまに対して、この利用規定により当行が認める範囲および方法によって、本サービス内での自己使用のみを許諾するものとします。
- 2 お客さまは、本アプリケーションソフト等の複製、改変、公衆送信、解析、リバースエンジニアリング、その他当行が正当な使用方法として提示する以外の行為を行ってはならないものとします。また、お客さまは、本サービスについて第三者に再使用許諾その他の許諾を与えたり、形態の如何を問わず第三者にこれを使用させたり、営利目的でこれを使

用してはならないものとします。

- 3 お客さまは、本アプリケーションソフトの仕組み、その他の本サービスの仕組みとその利用から生じるリスクおよびこの利用規定の内容を理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを申し込み、利用するものとします。

（ログイン情報の取扱い）

第 43 条

- 1 お客さまは、利用者 ID、パスワード、電子証明書および秘密鍵等（以下「ログイン情報等」といいます。）を BizSTATION の利用契約等の定めに従い、自らの責任において管理するものとします。
- 2 お客さまによるログイン情報等の使用上の過誤、管理不十分および第三者による偽造、変造、盗用、不正使用などに起因する損害については、でんさいネットおよび当行は、一切の責任を負わないものとします。
- 3 ログイン情報等について偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合には、お客さまの判断と責任において、当行所定の方法により、パスワードの変更および利用の一時停止等の措置を講じてください。お客さまがかかる措置を講じなかったことによって生じた損害について、でんさいネットおよび当行は一切責任を負いません。

（機密保持）

- 第 44 条 お客さまは、法令により開示を要求された場合および既に公知になっているものを除き、本サービスの利用または提供によって知り得たでんさいネットおよび当行のいかなる情報も漏洩してはならないものとします。

（お客さまの情報の利用）

- 第 45 条 でんさいネットおよび当行は、お客さまから取得する情報について、「利用者情報のお取扱いに関する同意書」においてお客さまから同意を得た目的および範囲で利用し、また、かかる同意書においてお客さまから同意を得た第三者に対して開示します。

（本サービスの停止および廃止）

第 46 条

- 1 本サービスに関する技術上の理由または当行の業務上の理由に基づき、本アプリケーションソフトの情報更新機能が停止されること、または本アプリケーションソフトの機能の全部または一部が制限、停止もしくは廃止されることがあります。
- 2 前項のほか、当行がセキュリティ、保守その他の理由から必要と判断する場合、当行は、お客さまに事前に通知した上で（ただし、緊急の場合には、事前通知を要しないものとします。）、本サービスの全部または一部を制限または停止することがあります。

(免責事項)

第 47 条

- 1 でんさいネットおよび当行は、次の各号に定める事項について、その完全性、正確性、適時性、妥当性、速報性、信頼性、合目的性、有用性、商品性もしくはコンピュータ・ウィルスの感染の有無、アクセス可能性およびデータ損失などの不利益、知的財産権の不侵害、または第三者による債務の履行もしくは無瑕疵、その他いかなる保証も行わず、これらに関する担保責任も負いません。また、お客さまから送信されたファイルにウィルスが検知された場合には、当該ファイルを利用した記録の請求、開示その他の手続は行えません。
 - (1) 本サービスを通じて閲覧できる情報（お客さま自身の情報、お客さまが自ら送信した情報、および当行がお客さまに提供した情報をすべて含みます。）。
 - (2) ソフトウェア、当該ソフトウェアの利用によって入手されたデータ。
 - (3) 本サービスのウェブサイトにおける第三者のウェブサイトへのリンクまたは第三者の提供する商品、サービスもしくは権利（以下、総称して「コンテンツなど」といいます。）など。
- 2 でんさいネットおよび当行は、本サービスの性能、コンテンツなどの正確性ならびに本サービスの利用による特定の成果および効果を保証しません。
- 3 お客さまの本サービスのコンテンツなどを信頼するか否か、取引などを行うか否かの判断は、自己責任によるものです。でんさいネットおよび当行は、お客さまがコンテンツなどをもとにして行った投資、売買、借入、その他一切の取引または事業などの結果について一切責任を負いません。
- 4 当行が、本サービスに関して本サービスのウェブサイトから第三者のウェブサイトへのリンクを張った場合でも、当該リンク先のウェブサイトにおいて提供される情報や行われる取引などについては、当行は何ら保証せず、責任を負いません。
- 5 でんさいネットおよび当行は、次の各号に定める事由により生じた本アプリケーションソフトの誤作動、電子記録の請求もしくはその受付またはお客さまに対する通知等の処理の遅延、機能の全部または一部の使用不能・停止（本サービスのウェブサイトからの表示情報の取得の不能、表示情報の一覧表示の不能、表示情報の誤謬・脱逸など、本サービスへのアクセスの不能を含みます。）、またはログイン情報の漏洩、その他お客さまに生じた一切の損害につき、不法行為責任、債務不履行責任、担保責任その他一切の責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、当行の責めに帰すことのできない行政官庁の処分または裁判所など公的機関の措置その他のやむを得ない事由。
 - (2) 通信経路における通信機器、回線、インターネット、コンピュータなどの障害または盗聴による情報の漏洩。ただし、当行が相当のシステム安全対策を講じていなかった場合はこの限りではありません。
 - (3) お客さまが管理する端末の不正使用、もしくは当行取引情報、または利用者 ID、パ

スワード、電子証明書、秘密鍵または印影の偽造、変造、盗用、または不正使用など。

(4) BizSTATION または本サービスのシステム障害。ただし、当行の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(5) その他、当行が相当な手段を尽くしても避けることのできない本アプリケーションソフトの瑕疵その他の事由。

6 当行は、本サービスの内容または機能の追加、変更、削除、部分改廃、中断または停止などにより、お客さまにデータ送信の遅延、情報の滅失または損壊その他いかなる損害が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

(本サービスまたは利用規定の変更)

第 48 条

- 1 でんさいネットは、業務規程および業務規程細則に定める方法により、業務規程および業務規程細則を改正することができるものとします。
- 2 当行は、本サービスのウェブサイト画面上において変更内容を公表する措置を講じ、当該措置から合理的期間が経過した後に、本サービスおよびこの利用規定を変更することができるものとします。
- 3 でんさいネットおよび当行は、前各項による改正または変更後は、お客さまとの間の利用契約が変更されたものとして、当該改正または変更後の内容に従い、本サービスの提供を行うものとします。

(他の規定との関係)

第 49 条

- 1 でんさいサービスに関する事項でこの利用規定に定めのない事項は、業務規程および業務規程細則の規定が適用されるものとし、業務規程および業務規程細則にも定めのない事項については、当行とお客さまとの間で適用のある関連諸規定が適用されるものとします。なお、この利用規定は、業務規程および業務規程細則が認める範囲内で、でんさいの記録の請求、開示および照会その他の手続等について限定を加える定めをしており、その定めは業務規程および業務規程細則に優先します。
- 2 でんさい取引についてこの利用規定に定めのない事項は、銀行取引約定書または当行がお客さまとの間で締結している個別取引契約の定めに従うものとします。
- 3 でんさい STATION を通じて行う本サービスの利用に関する事項でこの利用規定に定めのない事項は、BizSTATION の利用規定が適用されるものとします。
- 4 口座間送金決済についてこの利用規定に定めのない事項は、振込規定その他当行所定の規定に従うものとします。

(準拠法および管轄)

第 50 条

- 1 この利用規定およびお客さまとの間の利用契約の成立、効力、履行および解釈は、すべて日本法に準拠し、日本法が適用されるものとします。
- 2 利用契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(2013 年 1 月 制定)

(2019 年 3 月 11 日 改定)

(2024 年 11 月 18 日 改定)

別紙 1 反社会的勢力にかかる表明保証

(1) お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当するいずれの行為も行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他上記①から④までに準ずる行為